

優遇税制対象設備リストの改正

財政部、税務総局等は企業所得税法第27条及び第34条の適用対象となる設備リストを改正した。新しい環境保護専用設備及び省エネルギー節水専用設備の企業所得税優遇目録（2017年版）は2017年1月1日から施行する。

2017年9月30日までに購入した2008年度版の優遇目録に規定に適合する専用設備についても優遇税制を享受できる。

優遇目録には、設備種類、設備名称、参考性能 応用領域等が定められており、新たにLED照明やアーク溶接機、水処理及び再利用設備、土壌汚染防止処理設備、騒音及び振動制御設備などが対象となりました。

【企業所得税の税額控除制度】

企業所得税法 第34条

企業が購入した**環境保護、省エネルギー、節水**、安全生産等の専用設備の**投資額は、その一定割合を税額から控除**することができる。

企業所得税実施条例 第100条

企業所得税法第34条にいう税額の控除とは、企業が購入し、かつ実際に使用したもので、《環境保護専用設備企業所得税優遇目録》、《省エネルギー節水専用設備企業所得税優遇目録》および《安全生産専用設備企業所得税優遇目録》に規定された環境保護、省エネルギー節水、安全生産等の専用設備である場合、当該設備の投資額の10%を企業の当年度の納付税額から控除できることを指す。当年度の控除不足は、以後の5納税年度内に繰越して控除することができる。前項に規定する企業所得税の優遇を享受する企業は、前項に規定する専用設備を実際に購入し、かつ自ら実際に投入使用しなければならない。企業が上述の専用設備を購入後5年以内に譲渡、賃貸した場合、享受した企業所得税の優遇政策を停止しなければならない。かつ既に控除した企業所得税額を追加納付しなければならない。

企業所得税法実施条例 第101条

本章第87条、第99条、第100条に規定する企業所得税の優遇目録は、国務院財政、税務主管部門が国務院の関連部門と制定し、国務院の認可を得た後に公布し施行する。